保育所等訪問支援事業所向け

＜障害児通所支援に係る自己評価結果等公表に関する対応フローチャート＞

富山県障害福祉課

こども家庭庁の作成した保育所等訪問支援ガイドラインの内容を一読し、別添の評価表を参考に「①従業者向け」（**別紙1**）及び「②保護者向け」（**別紙2**）並びに「③訪問先施設向け」（**別紙3**）の3種類のアンケートを作成する。

↓

① 事業所の各職員に対して、従業者向けアンケートを配布し、評価等を記載のうえ提出してもらう。

② 利用する障害児の保護者等に対して、保護者向けアンケートを配布し、評価及び意見を記載のうえ提出してもらう。

③ 訪問支援を受け入れる保育所等に対して、訪問先施設向けアンケートを配布し、評価等を記載のうえ提出してもらう。

↓

提出された①従業者向けアンケートの回答内容の集計（**別紙7**）、②保護者向けアンケートの回答内容の集計（**別紙5**）、③訪問先施設向けアンケートの集計（**別紙6**）を行う。
その後、それぞれの集計結果を踏まえて職員全体で討議し、事業所としての評価を行う（**別紙5～7**）。その結果を踏まえ、事業所における自己評価総括表（**別紙4**）を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行い、課題の改善に向けた具体的な取組や支援の質の向上に向けた具体的な取組等の検討を行う。

↓

自己評価、保護者評価、訪問先施設評価の結果及び改善内容を、それぞれホームページ等で公表する。（サービス毎に公表してください。）

↓

届出期限：**令和7年3月7日（金）**
・報告方法①：電子申請フォームより届出
・報告方法②：別紙「自己評価結果等公表にかかる届出書」に必要事項を記入のうえ、
県へ E-mail（ashogaifukushi@pref.toyama.lg.jp）または郵送にて提出する。
※公表を掲示や配布にて行った事業所におかれましては、以下の2点を添付してください。
・公表している「自己評価結果」、「保護者評価結果」、「訪問先評価」及び「改善内容」
・公表している状況がわかるもの（HP の URL、掲示箇所を撮影した写真など）

公表後は、検討結果を踏まえて、改善内容・目標に沿って支援を行ってください。